

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会

No.81 2013.12.3

発行責任者 柿本 克彦

編集責任者 教 宣 部

第3回、府労委証人尋問はじまる！！

三田さん、加藤さん、堂々と証言！！

11月28日、15時から大阪府労働委員会で、三田憲一さん（地本執行委員）、加藤光典さん（本部執行委員）の2名の主、反尋問がありました。

この府労委は、会社が①苦情処理会議の中で初めて明らかになった内容を本人の要請で情報にした掲示物を不当撤去したこと、②掲示物不当撤去について苦情を申告したが苦情処理会議が開催されなかったこと、③掲示物撤去に伴う「協約違反」の基準についての団体交渉をすぐに開催しないことなど、不当労働行為に当たるとして救済を申し立てたものです。

三田さんは地本執行委員として、会社側関西支社の田崎代理とのやり取り、掲示物作成に至るまでの経過やこの掲示物が協約に違反していないことを地本全体で確認したことを堂々と証言しました。さらに会社が掲示物不当撤去について苦情処理会議が開催しないことのほうが「協約違反だ」と追及しました。

加藤さんも本部執行委員として、会社側本社の石原担当課長とのやり取りや基本協約の解釈について東海労全体で統一させたことを証言しました。そして、組合はこの掲示物が協約違反でないと見解を明らかにしているのに、会社は掲示物撤去に伴う「協約違反」の基準について団体交渉をすぐに開催しないし確認しないのは不当労働行為に当たると堂々と証言しました。

反対尋問は2名の証言を否定することもできず、ただ難癖をつけるだけで終始しました。

次回はいよいよ、会社側、本社の石原担当課長と関西支社の田崎代理の主・反尋問が12月20日、15時から大阪府労働委員会であります。石原担当課長は54ページ、田崎代理35ページの膨大な陳述書が提出されました。

みなさん！この陳述書を読んで、おかしなこと、気づいたこと、頭にきたこと、何でも報告してください。反対尋問に反映したいと思います。



みなさん！次回で最終尋問です。参加し、共に闘いましょう！！